

介護予防支援事業所の指定等について

1 事業所の新規指定について

介護保険法第 115 条の 2 第 4 項「指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」の規定に基づき、次の事業所の指定についてお諮りします。

	サービス種別	事業所名	事業所所在地	指定年月日	備考
1	介護予防支援	ローズヒルケアセンター	土屋 2198-7	令和 8 年 8 月 1 日	

以 上